

○ 安倍総理答弁抜粋

(第 196 回国会参議院決算委員会会議録第9号5頁(2018 .6.18))

「最後は私自身が金正恩国務委員長と向き合い、日朝首脳会談を行わなければなりません。そして、これを行う以上は、拉致問題の解決に資する会談としなければならぬと考えております。」

○ 安倍総理会見

(2019 年 5 月 6 日 トランプ米国大統領との電話会談についての会見)

「そして、北朝鮮との関係におきましては、日本にとって大切な問題は拉致問題であります。拉致問題を解決するためにあらゆるチャンスを逃さない。私自身が金正恩委員長と向き合わなければならない、条件をつけずに向き合わなければならないという考えであります。あらゆるチャンスを逃さない決意でこの問題の解決に当たっていく考えであります。」

○ 河野外務大臣臨時会見記録

(2019 年 5 月 5 日(日曜日)17 時 08 分 於:エチオピア・アディスアベバ)

「拉致問題に関していえば、これは日朝間で解決しなければならない問題でありますし、これまでも安倍総理は首脳会談に向けて前向きに考えてこられました。首脳会談への入り口として拉致問題を取り上げるわけではないということですが、出口として、日朝平壤宣言に謳っているように、核・ミサイル・拉致問題を包括的に解決する、そこについての姿勢についてはなんら変わりはありません。」

○ 河野外務大臣会見記録

(2019 年 5 月 7 日(火曜日)12 時 12 分 於:本省会見室)

【朝日新聞 鬼原記者】北朝鮮政策について伺います。安倍首相が昨日、日米の電話、首脳協議を行ったあとのぶらさがりで、条件を付けずに金正恩(キム・ジョンウン)委員長と会談を目指すという考えを表明されました。安倍首相、これまで拉致問題の解決に資する会談でなければならないということで、条件付けをされていたようにも聞こえるのですが、これは日本政府として方針が変わったということの意味するのでしょうか。まずこの点についてお願いします。

【河野外務大臣】何も方針に変わりはありません。日朝平壤宣言に謳っているように、核・ミサイル、拉致問題を包括的に解決し、国交正常化していこうということでございますので、最終的にそれを目指すという方針に何ら変わりはありません。

平成 27 年 6 月 11 日 横畠長官答弁

■189-参-外交防衛委員会-21号 平成 27 年 06 月 11 日

○小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていただと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。イエスかノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけですので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成 27 年 8 月 3 日 横畠長官答弁

■189-参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成 27 年 08 月 03 日

○小西洋之君 今、横畠長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお読みいただきました七月一日の閣議決定の下の（2）番ですね、皆様に確認していただきました。

あそこに書かれている基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中にあって、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。イエスかノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけですが、その前提となっている、すなわち憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

昭和47年見解の「外国の武力攻撃」の曲解 平成27年3月24日

■189-参-外交防衛委員会-3号 平成27年03月24日

○小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような**同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれる**というふうに考え出したのは、横島長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、**この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができる**ということでございます。

○小西洋之君 この解釈をつくり出した法制局長官は、あなた以外いらっしゃいませんね。横島長官がつくられた解釈ですね、**我が国以外の他国に対する外国の武力攻撃という概念も含む**ということは。どうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 私がつくり出したということではございませんが、**昭和四十七年の政府見解を子細に検討いたしますと、そのような結論が論理的に導き出される**ということでございます。

昭和47年9月14日 吉國長官答弁抜粋

①

○説明員（吉國一郎君） **憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしている**と申しますか、日本国の国内法として**憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ**ということが私どもの考え方で、これは**政策論**として申し上げているわけではなくて、**法律論**として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、**わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとると**いうのが**自衛行動だ**という考え方で、その結果として、**集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない**という**法律論**として説明をしているつもりでございます。

②

○説明員（吉國一郎君） そういうことから申しますと、**外国の侵略**に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると思いますが、外交の手段で外国の侵略を防ぐということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによっても**外国の侵略**が防げないこともあるかもしれない。これは現

実の国際社会の姿ではないかということになるかと思いますが、その防げなかった**侵略が現実に入った場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされる**おそれがある。その場合に、**自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底**でございます。**その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されている**ということは、**まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということで、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動する**のだ、という説明からそうなったわけでございます。

③

○説明員（吉國一郎君） 政策論として申し上げているわけではなくて、第九条の解釈として自衛のため必要な措置をとり得るという説明のしかた——先ほど何回も申し上げましたが、**その論理では、わが国の国土が侵されて、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする、そのないようにするというのは非常に手前の段階で、昔の自衛権なり生命線なんていう説明は、そういう説明でございましたけれども、いまの憲法で考えられておりますような自衛というのは最小限度の問題でございまして、いよいよ日本が侵されるという段階になって初めて自衛のための自衛権が発動できるという、自衛のための措置がとり得る**ということでございますので、かりにわが国と緊密な関係にある国があったとして、その国が侵略をされたとしても、**まだわが国に対する侵略は生じていない、わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだ**ということからいたしまして、**集団的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げているわけではなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておるわけ**でございます。

④

○説明員（吉國一郎君） これは、憲法九条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、**わが国の憲法九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定がある**ということは、**国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでない**ということは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思います。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかということになりますが、憲法の前文

においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、且本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいる
ということを放置するということまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるということまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、**さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところ**だという説明をいたしておるわけでございます。**そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法上行使することは許されない**ということに相なると思います。